

アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからもご覧になれます。
上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、
みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



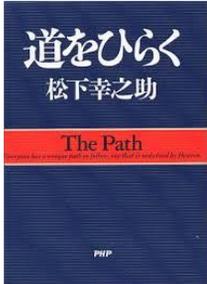
代表取締役 花堂浩一

「素直に生きる」

日本を代表する経営者として誰もが尊敬する松下幸之助氏。私も中学の頃、家がナショナル電器販売店だった親友から、この本いいこと書いてあるから

読んでみたらと、松下幸之助氏の「道をひらく」を渡されました。松下幸之助氏が月刊誌『PHP』の裏表紙に連載した随筆を厳選し、1冊にまとめたものです。「素直に生きる」「心配またよし」など、人生への深い洞察をもとに綴った随想は、人々の背中を押し成功の指標となる「座右の書」として、昭和43年の発刊以来、職業、性別、世代を問わず、多くの方に読み継がれてきました。愛読者数は510万人に及びます。戦後の日本経済を牽引した幸之助氏は80歳を機にすべての役職を退いた後、70億円を投じて「松下政経塾」を創設します。

幸之助氏が塾生に対してどういう言葉を多く口にしたのか、幸之助氏が塾生に語った講義録を分析した結果が残っているそうです。



最も多く出てきた言葉のベスト3は下から「秀吉」の55回、「国家百年の計」が61回、一番多かったのは断トツの114回で「素直」という言葉でした。

幸之助氏は「道をひらく」の中で人生における「逆境」と「順境」を、「素直」に絡めてこのように言っています。物事がうまく行かず、不運な境遇に陥ってしまう逆境について、「それは尊い試練であり、古来から偉大な人で逆境にもまれなかった人は一人もいない」。そして物事が順調にうまくいっている境遇については「これもまた尊い」。「要は、逆境であれ、順境であれその与えられた境涯(きょうがい)を素直に生きることである。素直さを失ったとき、逆境は卑屈を生み、順境は自惚(うぬぼ)れを生む」と。

では「素直に生きる」とはどういうことなのか、こんな記述があります。「雨が降れば、人は何気なく傘をひらく。この自然な素直な心の働きに、私たちは日頃、あまり気づいていない」これは、自然に謙虚であれということなのでしょうが？

元松下電器産業の安川福社長がまだ新入社員だった頃、松下幸之助社長と話をしていたとき、こんなことを言われたそうです。「僕は小学校もまともに出ていない状態でこの商売に入ったので、日本語化された外国語が分からないことがある。だから最近日本語化された外国語を全部拾い出して、それはどういう意味かを書いて、僕に持ってきてくれ」



安川氏は幸之助社長のこの謙虚さにいたく感激します。「自分のような新人社員になんてことを言うんだ」と、給料はタダでもいいと思うほど感激したそうです。「素直」とは自然だけではなく、誰に対しても謙虚であるということではないかと語っています。

私がかつて中野区内の少年野球チームのコーチをしていたとき、伸びる子供と逆に成長が止まってしまうお子さんの違いは、「素直さ」にあると強く感じたことがありました。それは「素直さやひたむきさ」を失ってしまうと、コーチや友人からの支援が減ってしまうからだと感じたのです。指導者は、目を輝かせ素直に取り組む子供に一生懸命教えるからです。

そんなことを考えながら日中は、お仕事とはいえ、素直にご利用者に接することを心がけていたように思います。

それからかれこれ10年近く経ちますが、今もその時の経験が事業運営の大切な基本になっています。





こんにちは。相談員の盛田です！
今回は、有料老人ホームでの医療行為受け入れに関して掲載いたしました。

【有料老人ホームの医療行為受け入れ実績表】

医療行為	
胃ろう	ストーマ
鼻腔経管栄養	尿バルーン
中心静脈栄養 (IVH)	ペースメーカー
末梢点滴	褥瘡
インシュリン	透析
たん吸引	人工呼吸器
気管切開	在宅酸素

感染症
肺炎
結核
疥癬
梅毒
HIV
MRSA

病状
認知症
末期癌
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
ターミナルケア
精神疾患



- ・各有料老人ホームで、受け入れ幅が異なります。
- ・シニアハウスコム相談員が受け入れできる有料老人ホームをお探します。
- ・上記の表は、一例です。他の病気でお困りの方もご相談ください



24時間看護師常駐ホーム・クリニック併設ホーム・運営会社が医療法人のホーム (医療連携がある) など、医療行為に対して柔軟に対応できるホームもございます

居宅介護支援

2月といえば…節分、恵方巻き、初午、立春、肉の日、建国記念日…と続き、今年もまた確定申告の時期がやってまいりました…。毎年されている方は既にご存知と思いますが、今一度

医療費控除対象となる居宅サービスなど挙げてみたいと思います。

●医療費控除の対象となる居宅サービス(医療系居宅サービス)

- ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅医療管理指導 ・通所リハビリテーション
- ・定期巡回、随時対応型訪問介護看護 ※介護予防(要支援)も含まれます。



●上記の医療系居宅サービスと併せて利用した場合のみ控除の対象となる居宅サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)… →生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事援助)中心型を除く ・夜間対応型訪問介護 ・訪問入浴 ・通所介護(デイサービス) ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護(ショートステイ) ・定期巡回、随時対応型訪問介護看護 ※介護予防(要支援)も含まれます。

●医療費控除の対象となるおむつ代

控除として申請できるおむつ代は、傷病等でおおよそ6ヶ月以上寝たきりで、医師からおむつの使用が必要と認められた場合です。控除の際には「おむつ代の領収書」に医師が発行する「おむつ使用証明書」を添付してください。 ※詳しくは医師(病院)、ケアマネージャーまでご相談ください。

☆控除の対象金額は居宅サービス事業者が発行する領収証に明記されています。ご確認ください…。



けんか

友達とけんかするのは
いけないと学校の先生は
言った

お父さんもお母さんも
いつもそう言っている
でもいじわるされると
けんかをしたくなるの
ほんとうにいいのかしら
ほくはよくマイちゃん
とけんかしてしまっけど、
ごめんといえさずぐ仲直り
できるの
同じクラス仲間だから



お口の乾燥を防いで

ウイルス対策をしよう！



予防対策

①口の中の温度を下げる

口の中が熱く感じられるときは、氷や冷たい水を口に含むと温度が下がり、乾燥も防げます。



②室内の湿度を上げる

最適な湿度は40～60%。冬場は暖房によっても乾燥しやすいので、加湿器を利用します。2時間に一度は窓を開け、新鮮な空気に入れ換えることも有効です。

③マスクを着用する

高齢者は口の周りの筋肉が弱まり、常に口を開きがちになるので、マスクをして乾燥を防ぎましょう。

④唇を保護する

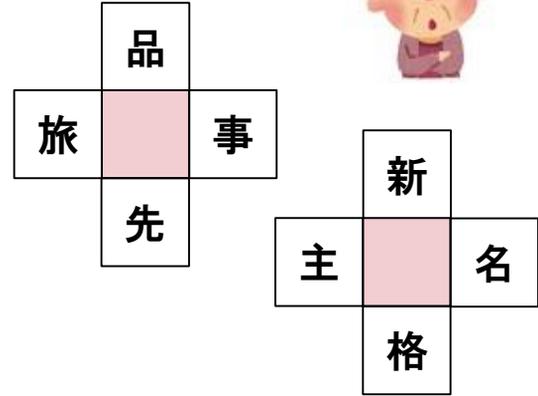
唇の乾燥には、濡れたガーゼで覆ったり、リップクリームやワセリンを塗ったりして保護します。

⑤刺激のある食べ物を控える

塩分、香辛料、カフェインを含むコーヒー、紅茶、緑茶なども、摂り過ぎれば渴きの原因になります。

クイズで脳トレ

中心に入る漢字は何？



福祉用具レンタル・販売 住宅改修

より安全な外出のために、福祉用具を活用しましょう。

■外出のための福祉用具と環境整備

屋内移動能力

	自力歩行	杖歩行(歩行器歩行)		車いす	
居室	手すり 	階段の滑り止め 	階段昇降機(イス式) 	エレベーター 	階段移動用リフト
玄関	手すり 	いす・座り台 	踏み台 	段差解消機 	スロープ
屋外段差・階段	手すり 		段差解消機 		スロープ
移動手段	杖・歩行器 歩行能力の高い人 近距離移動	シルバーカー 	歩行車 生活範囲内の 移動に 	車いす 多様性のある 移動が可能 	電動三輪車 ・四輪車
[目的地] 地域・街・都市	乗用車 随意的な移動が可能。 介助者が必要	STS (Special Transport Service) 車いすのままの移動が可能(予約必要)	バス	電車・飛行機・船	

「帰り」の問題も考えておきましょう(疲れている、登りと下り、など)

暮らしと相続

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、平成27年3月号の紙面より、「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

Q:

先日父が亡くなり、現在、相続人間で遺産分割協議を進めています。しかしなかなか話がまとまりません。父はアパートを所有しており家賃が毎月入ってきますが、この家賃はだれのものなのでしょうか？そのアパートを承継する兄が、父が亡くなってから今までの家賃収入も自分のものだと言っていますが本当でしょうか？

A:

お父様が亡くなると遺産は相続人全員で共有状態になります。そして、その遺産である不動産から発生する家賃は、その不動産を共有する相続人が相続分に応じて取得することになります。遺産分割協議の効力はお父様が亡くなった時にさかのぼりますが、家賃収入は遺産分割によってもさかのぼってその不動産を承継した相続人が承継することはありません。(最1小判平成17年9月8日)。相続財産とそこから生じる家賃収入等は別個の財産であると考えているのですね。したがって、その間の家賃は各相続人が法定相続分に応じて取得することになります。

このような取扱いに応じ、遺産分割協議が長引いた場合、税務申告が必要なケースもあります。その相続財産であるアパートなどから生ずる所得は各共同相続人にその相続分に応じて帰属するものとして不動産所得も計算することになります。従って、遺産分割協議が整わないため、共同相続人のうち特定の人とその収益を管理しているような場合であっても、遺産分割が確定するまでは、各共同相続人がその法定相続分に応じて申告することになります。実務上、相続財産に不動産所得の基因となるマンションなどがある場合には、サラリーマンであっても、一時的に確定申告しなければならなくなる場合があります。この場合には、マンションの損益計算を行い、その収益または必要経費の各項目を法定相続分で按分して、各共同相続人の不動産所得とします。

その後に遺産分割協議が整い、遺産分割が確定した場合であっても、その効果は未分割期間中の所得の帰属に影響を及ぼしません。したがって、遺産分割の確定を理由とする更正の請求または修正申告、つまり税金の精算は行うことができません。

遺産分割の中で、家賃収入が発生する不動産がある場合、その家賃収入の帰属先がだれになるかで揉めてしまうケースがよくあります。このような場合、ご生前中に遺言書であらかじめ誰がどの遺産を承継するのかを決めておくと、上記のような揉め事を未然に防ぐことができますね。

遺産分割協議の際は、普段は気にならないとても細かいところが原因で揉めてしまうことがよくあります。もう一度ご自身のご資産はどういったものがあるのかを見直してみることも重要です。

ご相続の生前対策についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。「アスモさんの紹介で」と言っていたらとご相談は無料になります。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階
「暮らしと相続の相談窓口」
司法書士門脇法務事務所
東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦
電話03-5429-1096

ケアプラン作成

在宅介護センター・アスモ
TEL 03-5318-4007
FAX 03-5318-4008

訪問介護

たんぽぽ介護
TEL 03-5318-5731
FAX 03-5318-4008

福祉用具レンタル・
販売・住宅改修

在宅介護センター・アスモ
TEL 03-5318-4007
FAX 03-5318-4008

有料老人
ホーム紹介

シニアハウスコム
TEL 03-5318-4017
FAX 03-5318-4008